

東温市地域防災計画

地震災害対策編



令和5年3月修正
東 温 市



目 次

第1章 総論

第1節	計画の主旨	1
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	地震発生の条件	10
第4節	地震防災緊急事業五箇年計画	25

第2章 災害予防対策

第1節	想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	26
第2節	防災思想・知識の普及	26
第3節	自主防災組織等の防災対策	30
第4節	ボランティアの防災対策	32
第5節	地震防災訓練の実施	32
第6節	業務継続計画の策定	33
第7節	地震災害予防対策	33
第8節	水害予防対策	38
第9節	地盤災害予防対策	39
第10節	孤立地区対策	39
第11節	市民生活の確保対策	39
第12節	要配慮者の支援対策	51
第13節	広域的な応援体制の整備	51
第14節	情報通信システムの整備	51
第15節	受援計画の運用	51
第16節	ライフラインの耐震対策	51
第17節	公共土木施設等の耐震対策等	55
第18節	危険物施設等の耐震対策	60
第19節	災害復旧・復興への備え	62

第3章 災害応急対策

第1節	市の災害応急活動	64
第2節	動員計画	67
第3節	通信連絡	69
第4節	情報活動	69
第5節	広報活動	76
第6節	避難活動	78
第7節	緊急輸送活動	78
第8節	交通応急対策活動	79
第9節	災害拡大防止活動	79
第10節	災害救助法の適用	83
第11節	地域への救護活動	83

第12節	応急教育活動	86
第13節	要配慮者に対する支援活動	88
第14節	孤立地区に対する支援活動	88
第15節	応援協力活動・ボランティア等への支援	88
第16節	ライフラインの確保	88
第17節	公共土木施設等の安全確保	89
第18節	危険物施設等の安全確保	91
第19節	社会秩序維持活動	91

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧対策	93
第2節	復興計画	94
第3節	被災者の生活再建支援	94

第5章 南海トラフ地震防災対策

第1節	総 則	95
第2節	災害対策本部等の設置等	96
第3節	地震発生時の応急対策等	96
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	99
第5節	防災訓練計画	100
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	100
第7節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	101

第1章 総論

第1節 計画の主旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東温市の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における地震防災対策の一層の推進を図る。

第2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

第3 計画の構成

本編の構成は、以下の5章による。

1 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、愛媛県地震被害想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

3 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧・復興対策を示す。

5 第5章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震に関する対策を示す。

なお、この地震災害対策編に定めのないものは、風水害等災害対策編の定めるところによる。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画（以下、本編において「県地域防災計画」という。）及び東温市地域防災計画（以下、本編において「市地域防災計画」という。）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、法第3条第1項の規定に基づき、愛媛県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の機関を定め、計画的な整備を図る。

第5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき「東温市国土強靱化計画」を定めている。

市は、国土強靱化の基本目的である、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を踏まえ、市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 東温市

- 1 市地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- 2 南海トラフ地震対策推進計画の策定
- 3 地震防災に関する組織の整備
- 4 防災思想・知識の普及
- 5 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- 6 自主防災組織の育成指導その他住民の地震災害対策の促進
- 7 防災訓練の実施
- 8 地震防災のための施設等の整備
- 9 地震等に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 10 被災者の救出、救護等の措置
- 11 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 12 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- 13 消防、水防その他の応急措置
- 14 被災児童生徒の応急教育の実施
- 15 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 16 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 17 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- 18 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 19 緊急輸送の確保
- 20 災害復旧の実施
- 21 その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2 県

1 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震等に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保の発令
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県警察本部（松山南警察署）

- (1) 災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 警察行政の連携に関すること。
- (3) 管内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 防災関係機関からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 警報等の伝達に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 四国総合通信局

- (1) 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
- (2) 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。

- (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
 - (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
 - (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
- 2 四国財務局(松山財務事務所)
 - (1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
 - 3 愛媛労働局(松山労働基準監督署)
 - (1) 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
 - (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。
 - 4 農林水産省生産局及び中国四国農政局(松山地域センター)
 - (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
 - (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
 - (3) 農林業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - (4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設等の整備に関すること。
 - (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
 - (6) 災害時の食料の供給に関すること。
 - (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
 - 5 愛媛森林管理署
 - (1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - (2) 国有保有林の整備保全
 - (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給
 - (4) 民有林における災害時の応急対策等
 - 6 四国経済産業局
 - (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。
 - (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。
 - 7 中国四国産業保安監督部(四国支部)
 - (1) 電気及びガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。
 - (2) 高圧ガス、火薬類及び液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保及び災害の応急対応に関すること。
 - (3) 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。
 - 8 四国地方整備局(松山河川国道事務所、四国山地砂防事務所)

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、以下の事項を行うよう努める。

 - (1) 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進

- ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (2) 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
- 9 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - (1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。
 - (2) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。
- 10 四国地方測量部
 - (1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
 - (3) 地理情報システム活用の支援・協力
 - (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
 - (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- 11 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- 12 中国四国地方環境事務所
 - (1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等による汚染状況の情報収集及び提供
 - (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。
- 13 中国四国防衛局
災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊）

- 1 被害状況の把握に関すること。
- 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。

- 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- 5 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。
- 6 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。
- 7 危険物の保安及び除去に関すること。

第5 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社（四国支社（重信郵便局））
 - (1) 郵政事業の運営に関すること。
 - (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- 2 日本銀行（松山支店）
 - (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整に関すること。
 - (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
 - (5) 各種金融措置の広報に関すること。
- 3 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
 - (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
 - (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
- 4 日本放送協会（松山放送局）
 - (1) 住民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 地震情報及びその他地震に関する情報の提供、及び住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- 5 西日本高速道路株式会社（四国支社）

管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
- 6 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること。
 - (2) 災害時における通信の確保に関すること。
 - (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- 7 日本通運株式会社（松山支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山引越センター）、佐川急便株式会社（松山店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）、西濃運輸株式会社（松山支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

8 四国電力株式会社（愛媛支店）、四国電力送配電株式会社（松山支社）

- (1) 電力施設等の保全に関すること。
- (2) 電力供給の確保に関すること。
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
- (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

9 KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

10 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）

- (1) 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること。
- (3) 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。

11 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

- (1) 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。
- (2) 災害対策用物資の供給に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 伊予鉄道株式会社

- (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。

2 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

3 一般社団法人愛媛県歯科医師会

- (1) 検案時の協力に関すること。
- (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

4 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、
株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞

- (1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
- (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
- (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

5 四国ガス株式会社

- (1) ガス施設等の保全に関すること。
- (2) ガス供給の確保に関すること。

- (3) 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
- 6 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会
 - (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
 - (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

第7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

- 1 土地改良区
 - 土地改良施設の整理及び保全に関すること。
- 2 えひめ中央農業協同組合、松山市農業協同組合、松山流域森林組合
 - (1) 共同利用施設等の保全に関すること。
 - (2) 被災組合員の援護に関すること。
 - (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- 3 東温市商工会
 - (1) 被災商工業者の援護に関すること。
 - (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- 4 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - (1) 危険物施設等の保全に関すること。
 - (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。
- 5 社会福祉法人東温市社会福祉協議会
 - (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
- 6 社会福祉施設等管理者
 - (1) 施設利用者等の安全確保に関すること。
 - (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- 7 一般社団法人東温市医師会
 - (1) 医療助産等救護活動の実施の協力に関すること。
 - (2) 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。
- 8 東温市歯科医師会
 - (1) 検案時の協力に関すること。
 - (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
- 9 東温市建設業者組合
 - (1) 災害時における建設機械等の応援に関すること。
 - (2) 災害復旧活動等に関すること。
- 10 東温市婦人会
 - (1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化に関すること。
 - (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立に関すること。

第8 住民・事業者

1 住民

(1) 住民

- ア 自助の実践に関すること。
- イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。
- ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。

(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。
- エ 市が実施する防災対策への協力に関すること。

2 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 市が実施する防災対策への協力に関すること。

資料編 1-1 防災関係機関連絡先一覧

第3節 地震発生 の条件

第1 地質の特性

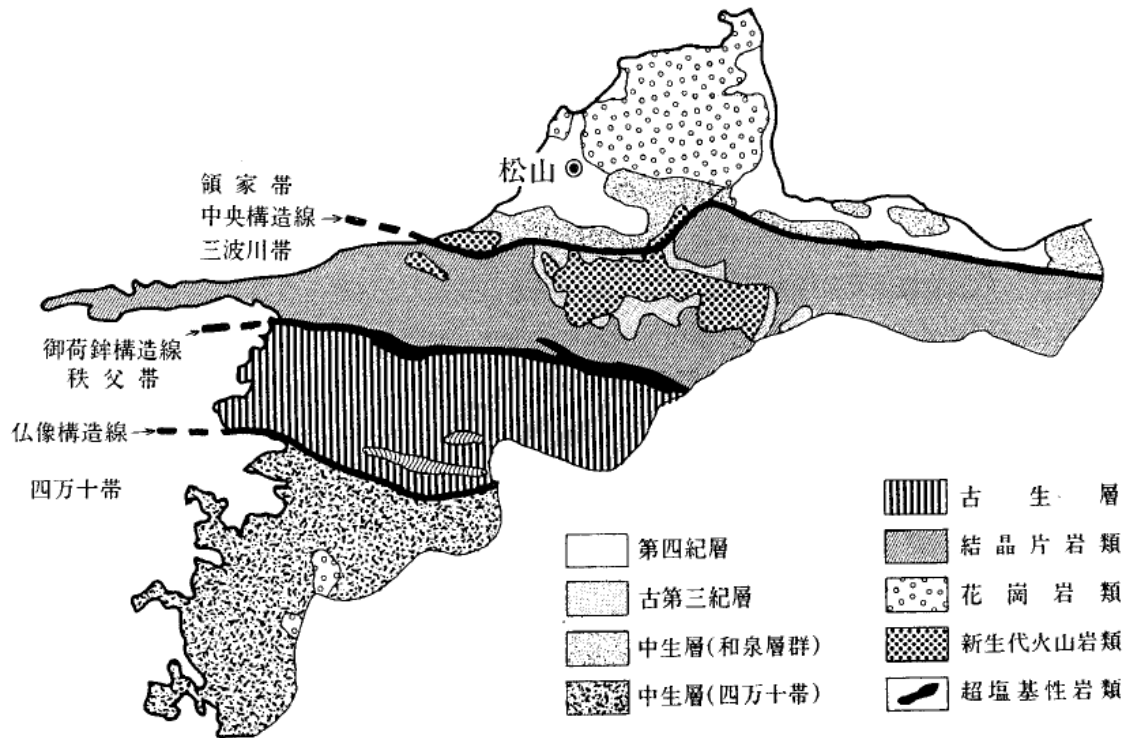
愛媛県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て、伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

東温市の地質は、この内帯と外帯とに及んでおり、内帯には和泉砂岩層群と第四紀堆積物が、外帯には三波川変成岩類・石鎚第三系が分布する。

内帯の和泉砂岩層群の地層は、今から約7,000万年前の上部白亜紀に、海底に砂や泥が堆積してできたもので、その厚さは7,000メートルもあるといわれている。

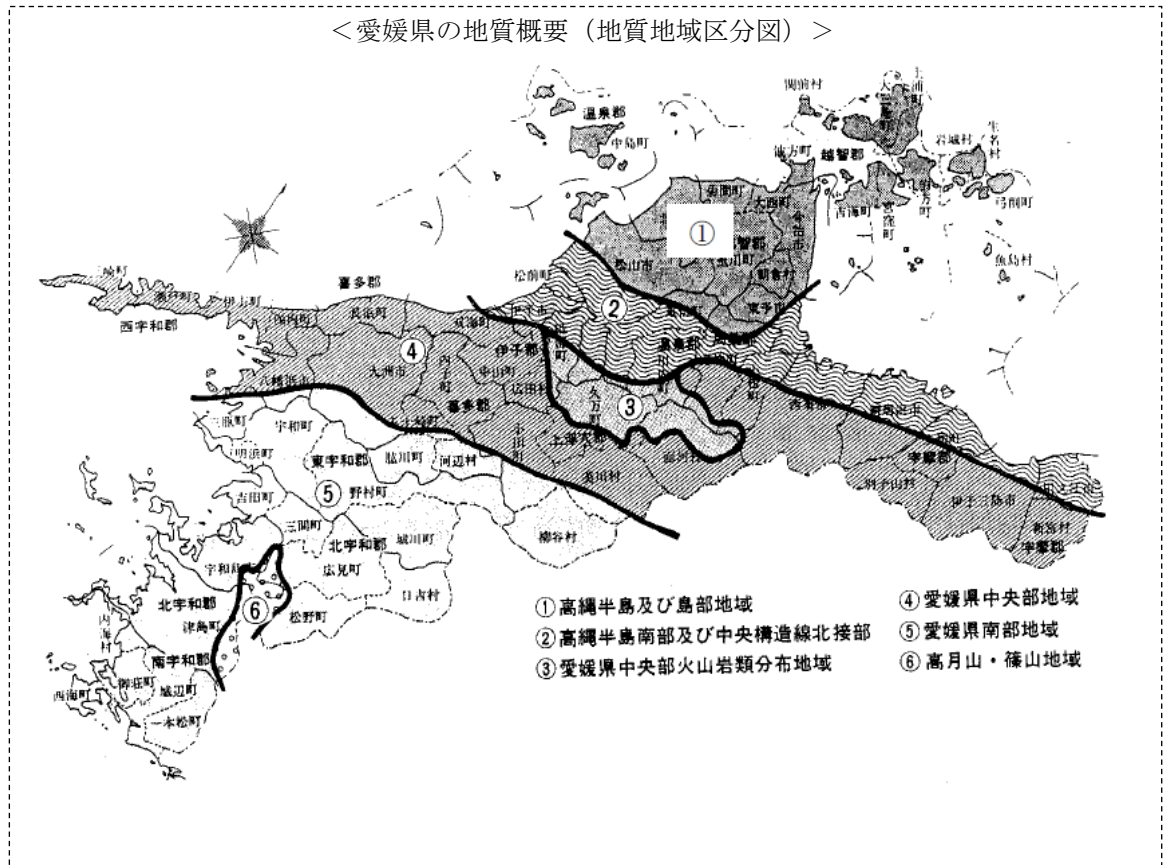
一方、外帯の三波川帯の原石は、上部古生代（2億7,000年以前）に海底火成活動の産物を多く含む堆積物といわれている。また、石鎚第三系は、皿ヶ嶺をはじめ高い山地のほとんどがこの層である。

<愛媛県の地質概要（地質図）>



地質構造分帯並びに構造岩類からの区分をもとに、地域区分することができ、愛媛県全体では以下のように区分される。

<愛媛県の地質概要（地質地域区分図）>



本市に係る各地域（上図①～④）における特徴は以下のとおりである。

① 高縄半島及び島しょ部

領家帯に属し、広く花崗岩が分布する地域で、豪雨時には、風化を受けた花崗岩類での崩壊及び土砂流出が発生しやすく、土砂災害を起こしやすい地質に当たる。

なお、花崗岩類に接する部分では、古生層が変成した接触変成岩が分布し、一般には花崗岩類よりも風化に強いので、地質的には、残丘性山頂地形を示している。

② 高縄半島南部及び中央構造線北接部

中央構造線以北のうち、上記(1)の地域を除く地域で、中生代の和泉層群が基盤岩類として分布し、低地部は、沖積層が広く分布している。

また、東予と中予の重信川右岸山腹等に第三紀層の地層が一部分布している。

③ 県中央部地域

外帯の内の三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなり、大規模崩壊、地すべり等土砂災害上問題となる現象が多発する地域である。

④ 県中央部火山岩類分布地域

久万高原町北部（上浮穴郡旧面河村北部及び旧久万町北部）を中心に東西約30kmにわたり安山岩類を主体とした火山岩類が分布し、その周辺部に第三紀層の久万層群が分布する地域である。

第2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て湯布院に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7-12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9-11年度）、愛媛県（平成8-11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学防災研究所（平成273-25年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を以下のように評価している。

1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

2 断層帯の過去の活動

四国東端の徳島県鳴門市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推測され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千－1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推測され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6－8 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百－1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－5 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百－1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百－3千3百年であった可能性がある。

3 断層の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状の身から将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈 北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈 南縁西部
構成断層	川上・重信	伊予・伊予灘頭 東部・伊予灘西 部	岡村	石鎚・畑野・池 田・三野
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード	7.5程度	8.0程度若しくは それ以上	7.3程度	8.0程度若しくは それ以上
ずれの量	2-5m程度	2m程度	3m程度	8m程度若しくは それ以上
最新活動時期	17世紀以後、 19世紀以前	17世紀以後、 19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、 17世紀以前
再来間隔	約1000年 -2900年	約1000年 -2900年	約1000年 -1600年	約1000年 -1600年
地震後経過率 (T/R)	0.2-0.9	0.04-0.1	0.4以下	0.2-0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0-11%	ほぼ0%	0.01%	ほぼ0-0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ50.6km以浅)

第3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフに発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸プレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下、「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分枝断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後に発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。2021年1月1日時点では昭和東南海・南海地震の発生からすでに70年以上が経過しており、次の大地震発生への切迫性が高まっていると言える。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけでなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300年～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べ厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまでの仮定されたような、「地震はほ

「ほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

第4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生しうる可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の平成13年芸予地震（M6.7）である。

第5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」補被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本件を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に地震分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

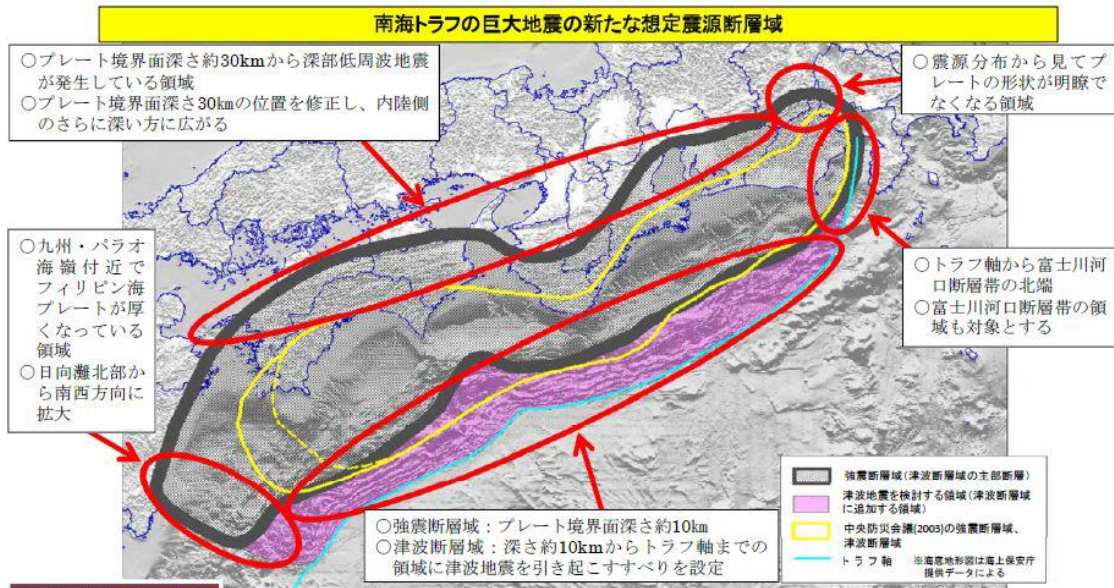
1 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取組を促進することを目的とする。

2 調査内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害

- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害（直接被害）
- (11) 被害シナリオ



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

3 前提条件

(1) 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な以下の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

(2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津浪高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

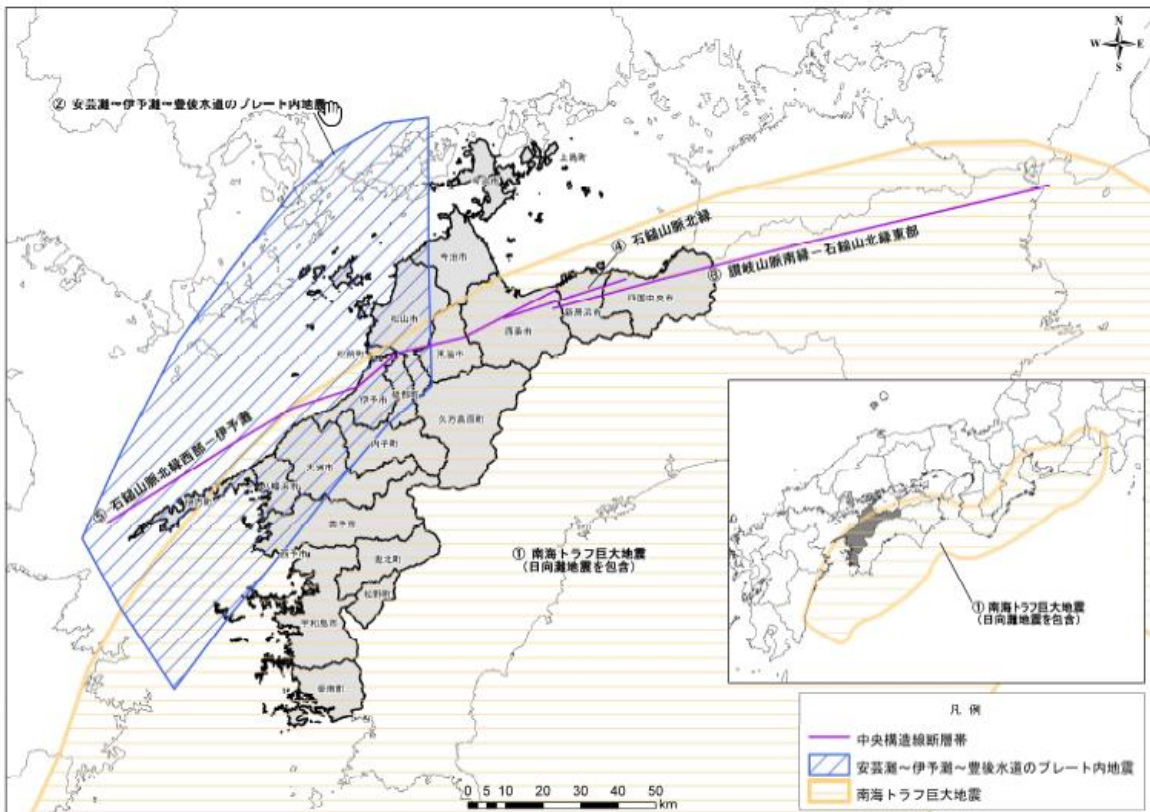
想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。

想定シーン	想定される被害の特徴
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建築物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
① 南海トラフ巨大地震	9.0（津波：9.1）
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④ 石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0



第6 被害想定調査結果

県がまとめた「愛媛県地震被害想定結果（平成25年6月）」による本市の想定調査結果は以

下のとおりである。

1 地震動

市における、各想定地震の最大震度は以下のとおりである。

想定震度が6強となっている「① 南海トラフ巨大地震」については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で震源断層モデルが検討されており、地震動生成域を基本ケース、陸側ケース、東側ケース、西側ケース及び経験的手法の5ケースに分け、各ケースにおける震度分布等を算出している。本市において最大震度の面積割合が最も大きくなるのは、陸側ケースで、市のほぼ全域が震度6弱となり、特に重信地区の松山側を中心として、15.7%が震度6強に含まれる。

また、同じく震度6強が想定されている「⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震」については、市のほぼ全域が震度5強以上となり、北西部を中心に震度6強のエリアと震度6弱のエリアが分布している。

指定地震における震度分布状況

想定地震	想定ケース	最大震度	震度 面積割合							
			7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下	
① 南海トラフ巨大地震	基本ケース	6弱	0.0%	0.0%	0.2%	70.1%	29.8%	0.0%	0.0%	
	陸側ケース	6強	0.0%	15.7%	83.2%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
	東側ケース	6弱	0.0%	0.0%	4.5%	60.4%	35.2%	0.0%	0.0%	
	西側ケース	6弱	0.0%	0.0%	13.3%	66.2%	20.4%	0.0%	0.0%	
	試験的手法	6弱	0.0%	0.0%	98.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	9.0%	90.2%	0.8%	0.0%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	92.9%	2.8%	0.0%
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	9.5%	89.1%	0.0%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	95.3%	0.0%
③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.9%	0.1%	
	ケース2 (西から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	11.6%	87.9%	0.0%	
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.3%	89.7%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.1%	83.9%	0.0%	
⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	6.1%	42.8%	51.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	8.4%	32.3%	59.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

想定地震における東温市の最大震度

東温市	①南海トラフ 巨大地震	②安芸灘～伊予灘～豊後水道 のプレート内地震		③讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北縁 東部の地震	④石鎚山脈 北縁の地震	⑤石鎚山脈北 縁西部－伊予 灘の地震
		② 北側	② 南側			
	6 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	6 強

2 液状化危険度

液状化とは、地下水を豊富に含んだ砂質地盤が、地震動によって高くなった地下水圧により、砂の粒子間の結合と摩擦力が低下し、液体のように緩んで動く現象のことであり、流動化現象とも呼ばれる。このため、水・砂・泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がったたり、不同沈下、陥没を生じたりするもので、建物や土木構造物の転倒、沈下及び傾斜につながる。液状化により、発生する可能性がある被害は以下のようなものである

- (1) 地中のガス管・上下水道管・地下埋設物等、軽量構造物の浮上
- (2) 杭等の深い基礎で支えていない建物、橋梁等の重量構造物の沈下・傾斜
- (3) 堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下やすべり破壊の発生
- (4) 護岸や擁壁の側方流動、押し出し等

液状化の危険度については、「液状化危険度は極めて高い」、「液状化危険度はかなり高い」、「液状化危険度は高い」、「液状化危険度は低い」、「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分されており、本市における想定地震時の液状化危険度は以下のとおりである。

「① 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」の場合、低地部では大きな地震動が想定され、重信地区の松山側を中心として、液状化危険度は極めて高いと想定されているほか、その他のケースの南海トラフ巨大地震や「⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震」においても液状化危険度は高いと想定されている。

<液状化指数の液状化の可能性>

液状化危険度ランク	液状化指数（P L）	液状化危険度
A	$15 < P L$	液状化危険度が極めて高い。
B	$5 < P L \leq 15$	液状化危険度が高い。
C	$0 < P L \leq 5$	液状化危険度が低い。
D	$P L = 0$	液状化危険度がかなり低い。
E	対象外	液状化判定対象外

＜液状化危険度の想定＞

想定地震	想定ケース等	最大値	液状化P L値 面積割合					
			30<PL	15<PL≤30	5<PL≤15	0<p≤5	PL=0	
① 南海トラフ巨大地震	基本ケース	19.6	0.0%	0.3%	3.9%	7.2%	88.6%	
	陸側ケース	41.5	0.1%	2.7%	8.2%	0.4%	88.6%	
	東側ケース	22.3	0.0%	0.4%	8.0%	3.1%	88.6%	
	西側ケース	27.3	0.0%	0.4%	9.2%	1.9%	88.6%	
	経験的手法	30.1	0.0%	0.4%	10.5%	0.6%	88.6%	
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	ケース1 (北から破壊)	14.7	0.0%	0.0%	1.8%	9.5%	88.8%
		ケース2 (南から破壊)	14.1	0.0%	0.0%	0.9%	9.8%	89.3%
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	6.0	0.0%	0.0%	0.3%	9.4%	90.2%
		ケース2 (南から破壊)	4.3	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	90.5%
③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震	ケース1 (東から破壊)	0.8	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	92.0%	
	ケース2 (西から破壊)	2.5	0.0%	0.0%	0.0%	9.0%	91.0%	
④ 石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震	ケース1 (東から破壊)	3.7	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%	91.8%	
	ケース2 (西から破壊)	2.9	0.0%	0.0%	0.0%	8.9%	91.1%	
⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震	ケース1 (東から破壊)	25.6	0.0%	0.4%	8.5%	2.6%	88.6%	
	ケース2 (西から破壊)	24.8	0.0%	0.4%	8.7%	2.3%	88.6%	

3 土砂災害危険度の想定

大規模地震では、地震動の影響により斜面崩壊や地すべりといった土砂移動現象が引き起こされ、人命や建物等に被害が生じることが考えられる。

土砂災害危険度の想定については、(ア)急傾斜地崩壊危険箇所、(イ)山腹崩壊危険地区、(ウ)地すべり危険箇所 (砂防)、(エ)地すべり危険地区 (森林)、(オ)地すべり危険地区 (農地) (本計画においては、地すべりに関して(ウ)～(オ)をひとつにまとめ「地すべり危険地区等」として示している。) で、それぞれ「A：危険度が高い」、「B：危険度がやや高い」、「C：危険度が低い」の3段階に区分された危険度ランクが以下のとおり示されている。

なお、斜面崩壊や地すべりの現象は、個々の箇所における詳細な土質条件や斜面への入力地震動などによって発生の可能性は大きく左右されるものであり、また、斜面における水文条件等によって安定性も変化する。すなわちここで示した危険度ランクは、相対的な土砂災害危険性をあらわしたもので、崩壊・地すべりの発生の有無を直接的に評価したものではない。ただし、全国で発生した既往地震において、震度5以上になるといずれかの斜面で崩壊が発生することもわかっており、特に危険度がAランクとなる箇所については崩壊に至る可能性が高く、また、危険度Bランクの箇所についても崩壊に至る可能性があると考えておくべきである。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害危険度については、「① 南海トラフ巨大地震」、「② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 ② 北側」及び「⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

＜傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害危険度の想定＞

想定地震		想定ケース等	合計	急傾斜地崩壊危険箇所数		
				A	B	C
① 南海トラフ巨大地震		基本ケース	594	96	268	230
		陸側ケース	594	441	153	0
		東側ケース	594	99	258	237
		西側ケース	594	145	259	190
		経験的手法	594	420	166	0
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	ケース1（北から破壊）	594	5	137	452
		ケース2（南から破壊）	594	4	133	457
	②' 南側	ケース1（北から破壊）	594	0	128	466
		ケース2（南から破壊）	594	0	89	505
③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		ケース1（東から破壊）	594	0	56	538
		ケース2（西から破壊）	594	0	118	476
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		ケース1（東から破壊）	594	0	113	481
		ケース2（西から破壊）	594	0	129	465
⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		ケース1（東から破壊）	594	333	207	54
		ケース2（西から破壊）	594	284	237	73

(2) 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区の土砂災害危険度については、「① 南海トラフ巨大地震」及び「⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

＜山腹崩壊危険地区の土砂災害危険度の想定＞

想定地震	想定ケース等	合計	山腹崩壊危険地区		
			A	B	C
① 南海トラフ巨大地震	基本ケース	87	9	19	59
	陸側ケース	87	34	53	0
	東側ケース	87	8	20	59
	西側ケース	87	10	20	57
	経験的手法	87	34	51	2

想定地震		想定ケース等	合計	山腹崩壊危険地区		
				A	B	C
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	ケース1 (北から破壊)	87	0	18	69
		ケース2 (南から破壊)	87	0	18	69
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	87	0	18	69
		ケース2 (南から破壊)	87	0	13	74
③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	87	0	11	76
		ケース2 (西から破壊)	87	0	14	73
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	87	0	13	74
		ケース2 (西から破壊)	87	0	16	71
⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	87	27	39	21
		ケース2 (西から破壊)	87	24	34	29

(3) 地すべり危険地区等

地すべり危険地区等（地すべり危険箇所（砂防）、地すべり危険地区（森林）及び地すべり危険地区（農地）の各ランクにおける合計箇所数）の土砂災害危険度については、「① 南海トラフ巨大地震」及び「⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

<地すべり危険地区等の土砂災害危険度の想定>

想定地震		想定ケース等	合計	地すべり危険地区等		
				A	B	C
① 南海トラフ巨大地震		基本ケース	32	9	21	2
		陸側ケース	32	30	2	0
		東側ケース	32	10	20	2
		西側ケース	32	12	18	2
		経験的手法	32	30	2	0
② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側	ケース1 (北から破壊)	32	0	11	21
		ケース2 (南から破壊)	32	0	11	21
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	32	0	10	22
		ケース2 (南から破壊)	32	0	8	24
③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	32	0	0	32
		ケース2 (西から破壊)	32	0	11	21
④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	32	0	10	22
		ケース2 (西から破壊)	32	0	11	21
⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		ケース1 (東から破壊)	32	13	18	1
		ケース2 (西から破壊)	32	12	18	2

10 第二次地震被害想定調査結果（平成 25 年 12 月）

県が実施した第二次地震被害想定調査における本市で被害が最大となる想定調査結果は、以下のとおりである。

○東温市 【最大地震ケース（南海トラフ巨大地震陸側ケース）による被害一覽陸側ケース】

建物被害（全壊棟数）冬18時強風										
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (焼失棟数)	合計 (棟)					
2,092	119	10	0	2,065	4,286					
建物被害（半壊棟数）冬18時						屋外転倒・落下物の発生				
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)		合計 (棟)	フック・棒・ 自動販売機等の転倒	屋外落下物 (件)			
4,179	188	24	0		4,391	854	1,970			
人的被害（死者数）冬深夜										
建物倒壊 (人)		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ア・Dyク塀 倒壊等 (人)	合計 (人)				
125		8	1	0	0	0	126			
人的被害（負傷者数）冬深夜										
建物倒壊 (人)		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ア・Dyク塀 倒壊等 (人)	合計 (人)	揺れに伴う 自力脱出困難者 (人)	津波による 要救助者 (人)		
1,276		126	1	0	0	0	428	0		
上水道（ライフライン冬18時）										
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後			
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)		
32,623	31,873	97.7%	31,644	97.0%	29,589	90.7%	13,604	41.7%		
処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後			
	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)		
21,996	19,511	88.7%	16,453	74.8%	5,939	27.0%	132	0.6%		
電力										
電灯軒数 (軒)	直後		1日後		2日後		7日後			
	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)		
16,983	16,766	98.7%	13,451	79.2%	9,986	58.8%	849	5.0%		
通信（固定電話）										
回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後			
	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)		
28,300	27,869	98.7%	25,641	90.9%	7,518	26.6%	4,399	15.6%		
LPガス										
容器転倒戸数 (戸)	道路		鉄道		港湾		漁港			
	ガス漏洩戸数 (戸)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)	被害箇所数 (箇所)		
413	292	7	12	0	0	0	0	0		
避難者（生活支障 冬18時）										
避難者計 (1日後) (人)	避難者計 (1週間後) (人)		避難者計 (1ヶ月後) (人)		避難者計 (1週間後) (人)		避難者計 (1ヶ月後) (人)			
	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)		
5,199	3,119	11,876	5,938	16,251	4,875					
帰宅困難者										
帰宅困難者 (人)	居住ゾーン外 への外出者 (人)		物資不足量				仮設住宅 必要世帯 (世帯数)			
			(1～3日合計)		(4～7日合計)		毛布 (枚)			
8,424	8,622	21,899	118,360	68,598	276,219	5,938				
医療機能支障										
入院			外来							
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)					
420	115	305	867	232	636	1,060				
仮設トイレ不足量										
1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヶ月後 (基)								
0	20	16								
災害廃棄物										
災害廃棄物 (万トン)		津波堆積物 (万トン)		災害時 要援護者 (人)			文化財の被害 (施設)		孤立集落 (集落)	
29	0	641	1	0	0	1	14	0		
ため池被害										
危険度ランクA			危険度ランクB			危険度ランクC			農業被害	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)			
17	2,037	46	1,075	32	6,705	1,940,208	0			

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から市土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

第2章 災害予防対策

地震等による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

県においては、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定をもとに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等を行う。その際、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な防災対策が必要である。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。市は職員、住民等に対し地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、以下の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- 1 地震等に関する基礎知識、一般的な知識
- 2 市地域防災計画（地震災害対策編）と市の地震防災対策に関する知識
- 3 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関係開設情報の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 6 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 7 家庭及び地域における地震防災対策
- 8 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- 9 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記3、4、5及び6については、毎年度、各部課等において、所属職員に対し十分に周知しておく。

また、各部課等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童生徒に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

- 1 関連する教科、特別活動等において、児童生徒の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、災害発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の地震災害等について継続的な防災教育に努める。
- 3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- 4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

第3 住民に対する防災知識の普及

市は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、関係機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- ク 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- ケ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- コ 応急手当等看護に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ 防災士の活動等に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴う地震動等に関する知識（地震被害想定調査等）
- チ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- ツ 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- テ 南海トラフ地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ト 南海トラフ地震が発生した場合に、防災関係機関が講じる災害応急対策等に関する知識
- ナ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア 市防災行政無線放送
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、資料映像等の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 広報車の巡回
- カ 防災訓練の実施
- キ インターネット（市ホームページ）の活用
- ク ハザードマップの利用

2 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地

震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、学習会、研修会等において実施する。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

資料編13-1 市内指定・登録文化財一覧

第4 普及の際の留意点

1 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取る等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地区においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開

等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携

市は、防災担当課と福祉担当課等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許さない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織等の防災対策

風水害等災害対策編第2章第3節「自主防災組織等の防災対策」に定めるところによるが、住民、事業所等は、地震災害特有の事象に対処するため、以下のような活動を行う。

第1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震災害時において、概ね以下のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) 崖崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (7) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (8) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (9) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (10) 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活

必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。)また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。

- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (13) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (14) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (15) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (16) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- (17) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救助活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 避難場所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね以下のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画(以下、本編において「事業継続計画」という。)の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 地震災害時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るた

- め、緊急地震速報受信装置等の積極的活用努める。
- (5) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
 - (6) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
 - (7) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
 - (8) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
 - (9) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
 - (10) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
 - (11) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
 - (12) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
 - (13) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第4節 ボランティアの防災対策

風水害等災害対策編第2章第4節「ボランティアの防災対策」を準用する。

第5節 地震防災訓練の実施

風水害等災害対策編第2章第5節「防災訓練の実施」を準用する。

第6節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代行庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2 業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部課等の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第7節 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

第1 火災予防

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、以下の指導を徹底する。

1 一般家庭に対する指導

(1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用してい

る場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

- (2) 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼び掛け、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 劇場、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

3 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、東温市消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、以下のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭及び地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

- ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識・技術の普及を

図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を以下のとおり策定する。

(1) 震災警防計画

震災時において、東温市消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

2 消防資機材等の整備

(1) 東温市消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車等の整備を推進する。

また、救助工作車、高規格救急車、積載車等の災害時出場車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(3) 建築物の密集地域には、移動が容易な小型動力ポンプを重点的に整備する。

3 消防団の育成

(1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

(3) 消防団を活用した地域住民への防災指導により一層努める。

資料編 8-2 東温市消防本部・消防団等災害時出動車両一覧

第3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保をより一層推進する。

2 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編 5-1 地区別消防水利状況

第4 建築物などの耐震対策

1 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、以下の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- (1) 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。
- (2) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

2 市の役割

市は、以下の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

- (1) 東温市耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、住宅の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに耐震改修を行うものについては認定を行う。
- (3) 不特定多数が利用する大規模建築物や住宅の耐震化を行う所有者等に対して支援を行う。
- (4) 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会等を実施する。
- (5) 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等の講習を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。

3 ガラスの飛散防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を啓発する。

4 ブロック塀の倒壊防止

市は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

5 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

6 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話(株)等は、以下により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設 置 者 管 理 者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者 管 理 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

7 情報システムの安全対策

(1) 市は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

(2) 市は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要

の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

第5 被災建築物等に対する安全対策

市は、県と協力して、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑にするため(公社)愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、必要な機材を備蓄する。

また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。

第6 都市防災不燃化促進対策

市は、指定緊急避難場所、指定避難所の周辺等にある建築物の不燃化を促進するため、県と連携して、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

また、市街地の火災延焼を防止するため、老朽化住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進する。

第8節 水害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力(水防)の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

第1 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2 消防力(水防力)の強化

地震後の二次災害(水害)に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、関係団体との連携を密にし、以下により消防力(水防力)の強化に努める。

- 1 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- 2 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、市は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- 3 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

資料編5-2 水防資機材保有状況一覧【地域防災・水防】

第9節 地盤災害予防対策

風水害災害等対策編第2章第18節「地盤災害予防対策」に定めるところによるが、地震災害特有の地盤災害予防対策については、以下のとおり対策を推進する。

第1 山崩れ・崖崩れ防止対策の推進

山崩れ・崖崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策に当たっては、県と協力し、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、崖崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

第2 液状化対策の推進

1 公共施設等の液状化被害の防止

市は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するための耐震補強に努める。

2 液状化対策の知識の普及

市は、個人住宅等の小規模建築物について、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

第3 大規模盛土造成地マップの作成等

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を進めるよう努める。

第10節 孤立地区対策

風水害災害等対策編第2章第10節「孤立地区対策」を準用する。

第11節 市民生活の確保対策

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護、防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、

連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、市は、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県は、市に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時から市の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携のもと、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

1 避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めておくとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できる

よう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」（県作成）などを参考に、平常時から危機管理課と健康推進課等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

ア 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね以下のとおりである。

なお、指定避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (a) 災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (b) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- (c) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (d) 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

イ 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね以下のとおりである。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れを特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (a) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (b) 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (c) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (d) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (e) なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を受け入れできること。

(2) 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる要配慮者については、市内の社会福祉施設等と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、福祉避難所を速やかに開設できるよう、必要な設備の整備や介護職員、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

2 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市の現状等に応じて以下の基準により避難路を選定・整備する。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な以下の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよ

う準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (1) 通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) 避難所の空調整備
- (18) その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

5 市等の避難計画

(1) 市の避難計画

市の避難計画は、以下の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

ア 避難指示の伝達方法

イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

- (a) 給水措置
- (b) 給食措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料及び日用必需品の支給
- (e) 負傷者に対する応急救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

- (a) 避難収容中の秩序保持
- (b) 避難者に対する災害情報の伝達
- (c) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難者に対する相談業務

カ 災害時における広報

- (a) 防災行政無線、広報車、とうおんメール及び緊急速報メールによる周知
- (b) 避難誘導員による現地広報
- (c) 住民組織を通じた広報

キ 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- イ 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

6 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

7 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実効性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるように努める。

資料編 4-1 避難場所一覧

資料編 4-2 災害物資拠点一覧

第2 食料及び生活必需品等の確保

地震災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平常時から食料、生活必需品、医療品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し情報供給を図り、相互に協力するよう努める。

1 市の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

2 住民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) 上記(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

資料編 6-1 備蓄物資一覧

第3 飲料水の確保

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携して、以下の整備を図る。

1 市の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他市町からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (6) 地震災害による飲料水の供給困難となる事態を想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時給水栓の整備等に努める。

2 住民及び自主防災組織の活動

(1) 住民（家庭）における貯水

- ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
- イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損をしないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
- イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

第4 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に、各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について以下の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第5 医療救護体制の確保

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は東温市医師会、東温市歯科医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するものとするが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 市は、災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行うよう要請する。
- (3) 市は、県が実施した地震被害想定調査結果における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (4) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘル스에配慮する。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、避難所における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 災害医療コーディネータは、災害時に以下の業務を行う。
 - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
 - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
 - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
 - エ 医薬品等の調達・供給調整等
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方法についてあらかじめ検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区 分	二次医療圏	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全 県	災害拠点 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (二次医療圏内の医療救護活動を調整する。)	松 山	災害(基 幹) 拠点病院	県立中央病院 松山赤十字病院 愛媛大学医学部附属病院

区 分	二次医療圏	病院区分	設置病院名
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	松 山	公立病院	久万高原町立病院

3 初期医療体制

(1) 市における初期医療体制の確立

市は、地震発生後の電話、道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市内医療機関、愛媛県医師会、災害医療コーディネータ及び県等と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方法等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- ア 救護所の設置個所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 市内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

4 後方医療機関

(1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を收容するため、救護病院又は救護診療所を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院及び災害基幹拠点病院を指定している。

松山圏域における救護病院、災害（基幹）拠点病院は、資料編に掲げるとおりである。

- (2) 市は、災害時に重傷者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、東温市消防本部と連携し、平素から搬送体制、連絡体制の整備を図る。
- (3) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- (4) 救護病院等は、建物の耐震性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (5) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星携帯電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における收容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ救急医療ネットワーク）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

7 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、避難生活に必要な医薬品の備蓄に努める。

また、災害時には、医薬品、医療資機材等は、医療機関から確保するが、状況によっては業者等から調達する。

8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、東温市消防本部と連携して、一般住民に対する心肺蘇生法などの家庭看護、トリアージ（※1）の意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

※1 トリアージ

「傷病者を重傷度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具、薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、トリアージタグ（※2）を用い、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

※2 トリアージタグ

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施年月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

9 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

また、住民は、献血者登録に協力する。

資料編 4-3 市内医療機関一覧

資料編 4-4 災害（基幹）拠点病院等一覧

第6 防疫・保健活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫対策を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- 1 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- 2 防疫実施計画を作成する。
- 3 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- 4 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、地震発生後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第8 し尿処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理体制を確保する。
- (2) し尿処理施設の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。
- (3) マンホールトイレ配管システム等によるマンホールトイレの整備に努める。

2 住民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第9 ごみ処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

2 住民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置き場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第10 災害廃棄物処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

第11 温浴施設の確保

市は、市内の官民入浴施設と連携し、災害時における被災者等に対する入浴を提供する体制を定めるものとする。

第12節 要配慮者の支援対策

風水害等災害対策編第2章第12節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第13節 広域的な応援体制の整備

風水害等災害対策編第2章第13節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第14節 情報通信システムの整備

風水害等災害対策編第2章第15節「情報通信システムの整備」を準用する。

第15節 受援計画の運用

風水害等災害対策編第2章第13節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第16節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

第1 水道施設（上下水道課）

市は、地震災害によって被災する箇所が生じて、それによって給水システム全体の機能がマヒすることのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとと

もに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に以下の対策を講じる。

- 1 災害時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- 2 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

第2 下水道施設（上下水道課）

1 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠や終末処理場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

2 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 耐震点検の実施

市は、幹線管渠及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所
の把握に努める。

4 施設の補強・整備

(1) 管渠

軟弱地盤及び液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。特に、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

(2) 終末処理場

終末処理場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

第3 電力施設（四国電力（株）、四国電力送配電（株））

四国電力（株）、四国電力送配電（株）は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

1 設備面の対策

(1) 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関

する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

(2) 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(3) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

(3) 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食料その他の物資

(4) 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第4 ガス施設（四国ガス（株））

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 施設の整備

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持する。

(2) 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。

(3) ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継手及び可とう性のあるものとする。

(4) 緊急操作設備を充実強化する。

(5) 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化を図る。

2 応急資機材の整備

(1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。

(2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、震度5弱以上の地震を覚知した場合は、全員事業所等に参集する。

4 保安教育及び防災訓練

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備

(1) 200ガル（震度5弱相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

(2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

6 地震計の設置

事業所に地震計（S I計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

第5 電信電話施設（西日本電信電話(株)等）

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

1 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

2 局舎内設備の整備

(1) 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

(2) 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

(3) バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

3 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

4 災害対策用機器の整備

(1) 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

(2) 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

(3) 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

(4) 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機

- 器等を配備する。
- 5 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施
ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。
 - 6 ネットワークの信頼性と柔軟性の確保
共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。
 - 7 通信ケーブルの地中化の推進
県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。
 - 8 運用監視センターや各種データベースの分散
県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。
また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

第6 廃棄物処理施設

- 1 廃棄物処理施設の補修体制の整備
市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。
さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。
- 2 施設整備時の留意点
廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するように努める。

第17節 公共土木施設等の耐震対策等

道路、河川等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、(一社)愛媛県建設業協会等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路等)及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1 道路施設

1 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

このため、市をはじめ各道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、市内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に資する。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、市内建設業者等と協定を締結し体制の整備を図る。

また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 耐震点検の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所への把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

(1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

それぞれの施設管理者は、道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

4 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施

し、その適切な維持管理に努める。

第2 河川管理施設

1 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所を把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3 砂防等施設

1 砂防等施設の確保

砂防施設管理者は、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下、「砂防等施設」という。）の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

市は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所を把握に努める。

3 施設の補強・整備

市は、県と協力し、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4 治山等施設

1 治山等施設の確保

山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策に必要な箇所を把握に努める。

3 施設の補強・整備

耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

第5 鉄道施設（伊予鉄道(株)）

伊予鉄道(株)は、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震

性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、地震発生後の早期復旧を期するため、以下により復旧体制を整備する。

- 1 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 2 復旧用資機材・機器の手配
- 3 防災知識の普及

第6 農業用施設

1 農業用施設の確保

農地等の防災・保全と農業用施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに主要な農業用ダム、防災重点農業用ため池の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

主要な農業用ダム、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所を把握に努める。

3 施設の補強・整備

耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

第7 防災上重要な施設

市は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

- 4 不特定多数が利用する公的建物の整備
教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
- 5 庁舎、消防施設等の整備
庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
- 6 地域防災拠点施設
地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第8 都市公園施設

- 1 都市公園施設の確保
都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、市は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。
- 2 耐震点検の実施
都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。
- 3 施設の補強・整備
耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。
また、市が指定緊急避難場所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

第9 都市基盤施設

- 1 事業の目的
街路は、地震発生時の避難路及び緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、市は、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。
また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。
- 2 整備の水準
前記1の目的達成のため、市は、県と連携し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熟度が高い箇所から優先して行う。

第10 文化財施設

文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な以下の対策を講じるものとし、市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1 文化財等の耐震補強工事の実施
- 2 避難方法及び避難場所の設定
- 3 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 4 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

第11 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

1 市防災行政無線施設

市は、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、東温市消防本部と連携して、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、東温市消防本部は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を以下のとおり行う。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

3 防災車両、資機材の整備

東温市消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備及び備蓄の促進について指導する。

第2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）も、その利便性により、多くの世帯で家庭用燃料として使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて講習会等を実施するほか、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、以下のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

1 高圧ガス事業所

- (1) 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施
- (2) 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施。
- (3) 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進
- (4) 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

2 一般消費家庭

- (1) ガス放出防止器の設置促進
- (2) 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- (3) 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

第3 毒物・劇物貯蔵施設

製造業者等は、以下により耐震対策の強化を推進する。

1 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

2 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

第4 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造事業者及び火薬庫設置事業者は、以下により耐震対策を強化する。

1 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

2 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のためにとるべき措置等について保安教育を実施する。

3 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等災害対策編第2章第23節「災害復旧・復興への備え」に定めるところによるが、地震災害特有の災害復旧・復興への備えについては、以下のとおり推進する。

第1 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

第2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ以下の事項について整備する。

- 1 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- 2 市は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。
- 3 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

第4 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。

第5 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確な市街地復興のための事前準備に取り組むため、「東温市事前復興計画」を別に定める。

第3章 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を以下のとおり定める。

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市、防災関係機関は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等災害対策編第3章第2節「防災組織及び編成」の定めるところによる。

第1 地震発生直前の対策

市は、伝達を受けた緊急地震速報等を市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

第2 東温市災害警戒本部

市内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長（本部長）が必要と認めるときは、直ちに東温市災害警戒本部（以下、本編において「市警戒本部」という。）を設置するものとし、その運用については、概ね以下のとおりとする。

1 市警戒本部の設置基準

- (1) 市内に震度4の地震が発生したとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

2 市警戒本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

第3 東温市災害対策本部

市内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長（本部長）が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び東温市災害対策本部条例（平成16年条例第13号）に定めるところにより、直ちに東温市災害対策本部（以下、本編において「市対策本部」という。）を設置するものとし、その運用については、概ね以下のとおりとする。

1 市対策本部の設置基準

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度4以下であっても、市内の被害程度が甚だしく、若しくは広範囲に及ぶ災害で、関係機関と連携して対応する必要があると市長（本部長）が判断するとき。
- (3) その他市長（本部長）が必要と判断するとき。

2 市対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

第4 非常配備体制

市対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、以下によるものとし、各部長は、以下の配備基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

区分	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 要 員
警戒配備	1 市内に震度4の地震が発生したとき [自動配備] 2 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき。	(市警戒本部を設置) 情報収集活動、連絡活動及び防災資機材の準備等を実施する体制	危機管理課職員 総務課職員 企画政策課職員 財政課職員 ※他の職員は、参集の準備
第1配備(特別警戒体制)	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき。 [自動配備] 2 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	(市対策本部を設置) 災害発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制 1 地震に関する情報の収集(被害なしの場合) ⇒ 通常業務、時間外の場合は報告後解散) 2 被害情報の把握、市長等への報告 3 被害状況の県への報告 4 必要に応じて関係団体等への通報 5 初期災害応急対策 6 災害情報に関する広報	あらかじめ指名された概ね3分の1の職員 (ただし、配備基準において市長が必要と認めないときは、警戒配備体制に準ずる)
第2配備(非常体制)	1 市内に震度5強の地震が発生したとき。 [自動配備] 2 震度5弱以下の地震であっても災害が発生したとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	(市対策本部を設置) 中規模の災害に対する警戒、若しくは以下の応急対策を実施する体制 1 地震に関する情報の収集(被害なしの場合) ⇒ 通常勤務、時間外の場合は報告後解散) 2 市有施設等被害情報の把握 3 被害状況の県への報告(震度5強の場合は、消防庁にも報告) 4 消防署等関係機関への通報 5 市長等への報告 6 初期災害応急対策 7 災害情報に関する広報	あらかじめ指名された概ね3分の2の職員
第3配備(特別非常体制)	1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 [自動配備] 2 これ以下の地震であっても、重大な被害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	(市対策本部を設置) 大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制 全職員が直ちに登庁し市対策本部を設置し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施	全職員

注) 地震規模、被害の状況等に応じ特に必要と認められる場合は、基準と異なる配備体制をとることができる。

各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し、職員が交替勤務での対応が可能となるように努める。

第2節 動員計画

災害発生及び災害拡大を防止するために、職員の動員体制について定める。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等災害対策編第3章第3節「動員計画」の定めるところによる。

第1 市職員の動員

市対策本部を設置した場合の動員は、本章第1節「市の災害応急活動」に定める配備基準に基づいて、市長（本部長）が決定する。

第2 勤務時間外、休日における初動体制

1 市職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した震度に応じて、緊急参集及び自宅待機とする。

(1) 震度4の地震が発生した場合

配備要員は、直ちに参集し、地震情報の収集に努める。他の職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急参集命令に対応できるよう自宅待機する。

(2) 震度5弱又は5強の地震が発生した場合

各震度に応じた配備基準に従い、速やかに参集し、市対策本部の設置、被害状況の把握、工法の実施、県への報告等を行う。

(3) 震度6弱以上の地震が発生した場合

全職員は、あらかじめ定められた伝達系統により、動員の命令を待たず、自主的に参集し、以下の要領で初動体制をとる。

時系列的事項	実 施 内 容
1 参 集 準 備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人 命 救 助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 参 集	(1)全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2)災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの出先機関あるいは避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被 害 状 況 の 収 集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被 害 状 況 の 報 告	(1)職員は、収集した情報を各班長に報告する。 (2)各班長（又は次席者）は、被害状況を所属部長に集約する。
6 緊 急 対 策 班 の 編 成	発生直後の職員の参集率が低い場合には、先着した職員により緊急対策班（※1）を編成し、順次初動に必要な業務（※2）に当たる。
7 緊 急 初 動 体 制 の 解 除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※1 緊急対策班の編成は、以下のとおりである。

- (1) 職員の参集率が低く各班で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模からできないと予想されるときは、各班の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から班を編成する。
- (2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な以下の業務を行う。
 - ア 被害状況の収集及び広報活動
 - (a) 防災行政無線及び広報車による住民への呼び掛け
 - (b) 県、消防本部、警察等関係機関との連絡
 - (c) 消防団及び住民組織との連絡
 - (d) 被害調査班の編成
 - イ 災害対策本部の設置
 - (a) 本部室の設置と関係機関への周知
 - (b) 必要備品（電話、地図、黒板、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備
 - (c) 本部会議に関する準備及び連絡
 - (d) 広域応援要請の検討及び決定
 - ウ 指定避難所等の設置
 - (a) 住民の避難状況の確認
 - (b) 指定避難所の開設
 - (c) 救護所の設置と救護班の派遣要請
 - エ 食料、物資の調達
 - (a) 関係団体及び業者への調達手配
 - (b) 他市町村及び県への応援要請
 - オ 水道・トイレ対策
 - (a) 上下水道の被害状況調査
 - (b) 上下水道の応急復旧
 - (c) 被災者への給水
 - (d) 仮設トイレの確保及び設置

※2 初動に必要な業務とは、主に以下のとおりである。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 防災用資機材の調達・手配
- (5) 防災行政無線、広報車等による住民への情報伝達
- (6) 支援物資調達準備計画の策定
- (7) 安全な避難場所への誘導
- (8) 避難所の開設

第3節 通信連絡

風水害等災害対策編第3章第4節「通信連絡」を準用する。

第4節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策編第3章第5節「情報活動」の定めるところによる。

第1 地震関係

1 緊急地震速報の実施基準等

(1) 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らされる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れを予測した場合は特別警報に位置付けられる。

<緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称>

緊急地震速報 (警報)	発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上とされた場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度4以上が予測される地域名（具体的な予測震度と猶予時間は発表しない）
区域の名称	地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予 県単位：愛媛 地方単位：四国	

<緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容>

緊急地震速報 (予報)	発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合
----------------	------	---

緊急地震速報 (予報)	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測される最大震度が3以下のときは、最大予測震度 ・ 予測される最大震度が4以上のときは、地域名に加えて、震度4以上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻
----------------	------	---

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度3以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第2 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに中予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合、直接国（総務省消防庁経由）へ連絡するが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、検索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第3 情報活動における連携強化

1 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、市対策本部と中予地方局相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

2 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて市対策本部に警察官の派遣を要請する。

第4 収集の連絡

1 処理すべき情報の種類

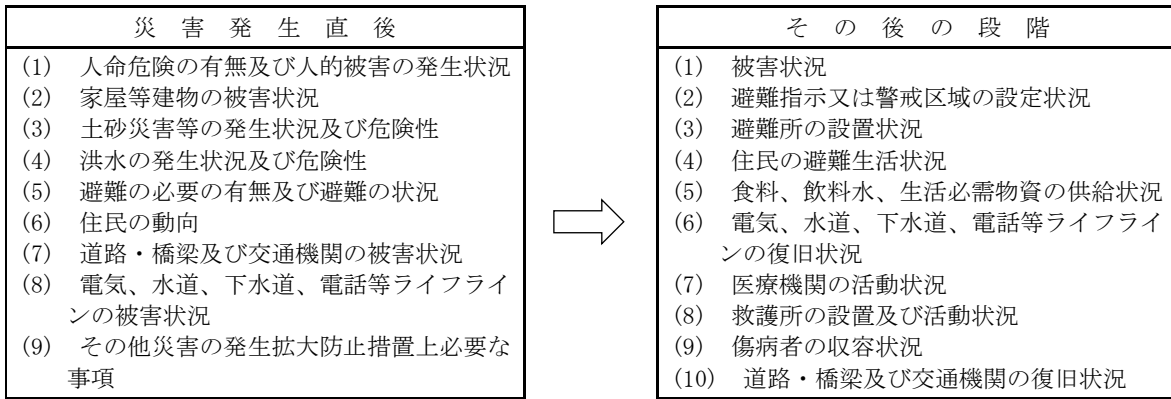
119番通報状況による被害概況の早期把握を行うとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、以下のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示の発令若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並び供給状況及びに応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

2 災害発生直後からの災害情報の収集

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね以下のとおりである。



3 被害項目と調査担当課

市は、被害状況を収集・把握するため、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実にかつ迅速に入手する体制を整備する。特に、人的被害については、消防班を中心に、必要に応じ各班から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集することとし、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

各種被害ごとの担当部及び協力関係機関・団体等は、以下のとおりである。

被害等の区分	担 当 班	協 力 関 係 機 関
総 合 被 害	危 機 管 理 班	— — — — —
私 有 財 産 被 害	総 務 班	— — — — —
商 工 業 関 係 被 害	地 域 活 力 創 出 班	商 工 会
火 災 発 生	危 機 管 理 班 消 防 班	自 主 防 災 組 織 等
水 防 情 報	〃	中 予 地 方 局 建 設 部
医 療 施 設 被 害	健 康 推 進 班	医 師 会 歯 科 医 師 会
衛 生 施 設 被 害	環 境 保 全 班	収 集 委 託 業 者
社 会 福 祉 施 設 被 害	社 会 福 祉 班	民 生 児 童 委 員 会 社 会 福 祉 協 議 会
住 家 等 一 般 被 害	市 民 班 税 務 班	区 長 等 自 主 防 災 組 織 市 内 建 設 業 者 等
土 木 施 設 被 害	建 設 班 都 市 整 備 班	中 予 地 方 局 建 設 部 市 内 建 設 業 者 等
農 林 業 関 係 被 害	農 林 振 興 班	えひめ中央農業協同組合 松山市農業協同組合 土 地 改 良 区 松 山 流 域 森 林 組 合 愛 媛 県 農 業 共 済 組 合
上・下水道関係被害	上 下 水 道 班	市 内 管 工 事 業 者 等
教 育 関 係 被 害	保 育 幼 稚 園 班 学 校 教 育 班 生 涯 学 習 班	教 育 施 設 管 理 者 教 育 委 員

注) 川内支所班は、各班のサポートとして、支所管内の被害情報を収集する。

4 情報収集の手段及び方法

市対策本部は、災害による被害規模の早期把握のため、市防災行政無線（同報系）、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、以下の手段、方法を用いる。

(1) 市職員派遣による情報収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被災状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか、自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、区長・自主防災組織等を通じ、直ちに市に通報する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとる。

(6) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長（本部長）は、中予地方局を通じて県、県警察、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア 火災発生場所、延焼の状況

イ 崖崩れ等の発生状況

ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）

エ 建築物の被害状況（概括）

オ 公共機関及び施設の被害状況

カ 住民の動静、その他

(7) 「震度情報ネットワーク」の活用

震度情報ネットワークシステムの運用により、県より送信される震度情報を活用し、地震規模や広域的な被害状況の把握、応急対策等を行う。

5 災害情報の取りまとめ

(1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市対策本部（市対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

(2) 受理した情報については、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車、市ホームページ等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

- (3) 各部で収集した情報は、総務部で取りまとめ、市長（本部長）に報告するほか、中予地方局を通じ県に報告する。

資料編12-1 災害情報受信記録表

第5 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段を活用して行う。また、住民への伝達は、市防災行政無線、市ホームページ、とうおんメール、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて情報を報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に提供し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて周知徹底を図る。

第6 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県への災害状況の報告は、総務部長が行う。

2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 市が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき。
- (5) その他特に県から報告の指示をされたとき。

3 県災害対策本部に対する報告及び要請

(1) 報告、要請

市対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、市対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、以下のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合にお

いて、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

<県の連絡先>

区 分	県 防 災 行 政 無 線		N T T回線
	地 上 系	衛 星 系 (F A X)	
県危機管理課	50-2454	7-200-2454	089-912-2335
中予地方局総務県民課			089-909-8750

<消防庁の報告先>

回 線 別	区 分	平日 (9 : 30 ~ 18 : 15)	左記以外
		総務省消防庁広域応援室	総務省消防庁宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(2) 報告の方法

報告は以下の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」（様式1）に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号に付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

また、報告にあたっては、松山南警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告」（様式2の1・2の2）により行う。

エ その他即報事項

以下に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告する。

- (ア) 市対策本部を設置又は解散したとき。
- (イ) 市長（本部長）が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

(4) 報告様式

「災害発生報告」（様式1）、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

資料編12-2 災害情報報告様式 資料編12-3 災害の被害認定基準

第5節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1 広報責任者

広報活動は、総務班が市防災行政無線、広報車、市ホームページ、広報紙等により、住民への広報を行う。

第2 広報内容

市は、市内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。広報を行うに当たっては、発災後の時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、以下のとおりである。

- 1 市対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- 4 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- 6 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- 7 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況

- 8 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 9 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 10 防疫に関する事項
- 11 医療救護所の開設状況
- 12 被災者等の安否情報
- 13 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 14 自主防災組織に対する活動実施要請
- 15 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 16 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 17 災害復旧の見込み
- 18 被災者生活支援に関する情報

第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（市防災行政無線、緊急速報メール、とうおんメール、とうおんアプリ、広報車、市ホームページ、広報紙等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 防災行政無線による広報
- 2 広報車による広報
- 3 報道機関を通じた広報
- 4 広報誌やチラシの掲示、配布
- 5 広域避難所への広報班の派遣
- 6 自主防災組織を通じた連絡
- 7 総合案内所、相談所の開設
- 8 インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

第4 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、支所又は避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

第5 広報資料（写真）の収集

報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、広報担当を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

第6 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

第7 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。住民が必要な情報源と主な情報内容は以下のとおりである。

- 1 ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、SNS等）、CATV
知事、市長（本部長）の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- 2 市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、とうおんメール、とうおんアプリ、広報車、ソーシャルメディア
主として市内の情報、指示、指導等
- 3 自主防災組織を通じての連絡
主として市対策本部からの指示、指導、救助措置等
- 4 サイレン等
ダムของ放流、河川の増水及び火災発生ของ通報
- 5 市ホームページ
各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

第6節 避難活動

風水害等災害対策編第3章第7節「避難活動」の定めるところによるが、震災による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また、災害の種類、規模等により様々であるため、住民は地震が発生した場合の避難に際して、以下の事項を行う。

- 1 家から最も近い指定避難場所を2箇所以上確認しておき、指定避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておく。
- 2 指定避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- 4 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第7節 緊急輸送活動

風水害等災害対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

第8節 交通応急対策活動

風水害等災害対策編第3章第9節「交通応急対策」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について以下のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

第1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- 1 走行中の車両の運転者は、以下の要領により行動する。
 - (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
 - (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- 2 避難のために車両を使用しない。

第2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下、本編において「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、以下の措置をとる。

- 1 速やかに車両を以下の場所に移動させる。
 - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第9節 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、

水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

第1 消防活動

1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食いとどめるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、以下の基本方針により消防活動を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策編第3章第11節「消防活動」の定めるところによる。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 東温市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、以下の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する以下の情報を収集し、市対策本部及び松山南警察署と相互に連絡を行う。

- (a) 延焼火災の状況
- (b) 住民（自主防災組織）の活動状況
- (c) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (d) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (e) 要救助者の状況
- (f) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、以下の事項に留意して消防活動を行う。

- (a) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (b) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (c) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (d) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (e) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (f) 住民、自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を以下により行い、安全な場所へ搬送する。

- (a) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (b) 震災時には、外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求

されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。

- (c) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (d) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署・交番、自主防災組織等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (e) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として東温市消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して以下の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難の指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

東温市消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、以下の措置を講じる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつけるなど可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼び掛け、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水等で消火活動を行う。

第2 水防活動

風水害等災害対策編第3章第12節「水防活動」を準用する。

第3 人命救助活動

風水害等災害対策編第3章第13節「人命救助活動」を準用する。

第10節 災害救助法の適用

風水害等災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用」を準用する。

第11節 地域への救援活動

地震災害においては、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、市、自主防災組織、住民等は、食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

第1 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等災害対策編第3章第16節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第2 飲料水の確保・供給

風水害等災害対策編第3章第17節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第3 医療救護活動

風水害等災害対策編第3章第18節「医療救護活動」を準用する。

第4 廃棄物等の処理

風水害等災害対策編第3章第20節「廃棄物の処理」の定めるところによるが、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

1 市の活動

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

市対策本部に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報をもとに、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す実行計画や事前に策定した災害廃棄物

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(10) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

3 住民の活動

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、谷間等に投棄しない。

第5 防疫・保健活動

風水害等災害対策編第3章第19節「防疫・保健活動」を準用する。

第6 遺体の捜索・処理・埋葬

風水害等災害対策編第3章第14節「遺体の捜索・処理・埋葬」を準用する。

第7 動物の管理

風水害等災害対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第8 応急住宅対策

風水害等災害対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震等が発生し、地震により建築物等が被害を受けた時は、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

1 建築物対策

(1) 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物が使用できるか否かの判定を行う。

(2) 地震被災建築物応急危険度判定士の確保

市対策本部は、建築物及び公共施設の地震後における災害の規模に応じ使用可否の判定が必要な場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 宅地対策

(1) 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保

市対策本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、市職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 住民への広報

市対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

第12節 応急教育活動

風水害等災害対策編第3章第24節「応急教育活動」に定めるところによるが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 市教育委員会の震災対策

1 被害状況の把握と救急体制

直ちに教育施設の被害状況を調査、把握し、被害状況に応じた必要な応急措置を実施するとともに、人的被害に即応した救急救護計画を立てる。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定する。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

(1) 避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒の身の安全を確保した後、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

市対策本部から市内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底

し、集団下校させる。下校の際には、教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

(1) 地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

(2) 施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難収容施設として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。

また、必要によっては県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。

また、危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

なお、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置等

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

市対策本部等から市内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者へ広報する。

2 被害状況の把握、報告

(1) 開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

(2) 閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難収容施設として指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難収容施設として使用可能の有無について、市対策本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市内の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市対策本部を通じて住民への広報を行う。

第13節 要配慮者に対する支援活動

風水害等災害対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第14節 孤立地区に対する支援活動

風水害等災害対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第15節 応援協力活動・ボランティア等への支援

第1 応援要請等

風水害等災害対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等災害対策編第3章第28節「県消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第3 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等災害対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第4 ボランティア等への支援

風水害等災害対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第16節 ライフラインの確保

風水害等災害対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

第17節 公共土木施設等の安全確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、市内建設業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

第1 道路施設

市は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、中予地方局建設部、松山南警察署等へ報告するほか、復旧活動の支援のため、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

第2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第3 砂防等施設

砂防等施設の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置やビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに市へ状況の連絡を行う。

第4 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下、本編において「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）や、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

さらに、避難等が必要な場合には、速やかに市へ連絡を行う。

第5 鉄道施設

風水害等災害対策編第3章第32節「鉄道施設災害の応急活動」を準用する。

第6 農業用施設

1 被害状況の把握

農業用ダム、ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、被害状況を調査し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否を判断し関係機関に報告する。

2 応急措置の実施

施設等に破損が確認され、二次災害等の危険がある場合には、施設管理者は応急措置を行い、避難指示等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

資料編2-7 ため池一覧

第7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

1 被害状況の把握

市は、地震後、庁舎等早急に管理する施設及び設備について点検し、被災状況を確認する。

2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

第8 情報システム

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、市は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の代替施設の確保等効果的な応急対策として、以下のような措置を講じる。

1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

また、災害時の無線局運用に当たっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要

に応じて通信統制を行うなど、通信の運用に支障をきたさないよう努める

- 2 市に設置する防災行政無線設備等の情報システムに障害が生じた場合には、部品交換による応急復旧が行えるよう保守部品の確保を含む保守体制の確立を図るとともに、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第9 都市公園施設

市は、地震後、市職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入りを禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第18節 危険物施設等の安全確保

風水害等災害対策編第3章第33節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによるが、大規模地震発生時に危険物施設等に対し、市及び消防機関がとるべき事項について定める。

第1 市の活動

市は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、以下に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 1 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- 2 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- 3 危険物施設の応急点検
- 4 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動避難の指示等必要な応急対策の実施

第2 消防機関の活動

火災の防御は、消防機関が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請など他の機関の応援を受ける。

第19節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に

努める。

第1 住民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼び掛ける。

第2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- 1 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- 2 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

第3 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する者とする。併せて要配慮者の参画を促進する。

第1節 災害復旧対策

風水害等災害対策編第4章第1節「公共施設災害復旧対策」の定めるところによるが、震災による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また、災害の種類、規模等により様々であるため、都市の復興については以下のとおり定め、計画的な復興を図る。

第1 都市の復興の基本方針

都市計画区域内の市街地が被災し、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興する。

第2 市の活動

1 被害状況の把握

市は各機関と協力し被害状況の調査を行い、県に報告する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

3 都市復興計画の策定

県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

4 復興都市計画案等の作成及び事業実施

(1) 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

(2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

第2節 復興計画

風水害等災害対策編第4章第2節「復興計画」を準用する。

第3節 被災者の生活再建支援

風水害等災害対策編第4章第3節「災害復旧資金」及び第4節「被災者等に対する支援」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他公共的団体、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

第3 南海トラフ地震防災対策推進地域

1 推進地域の指定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、愛媛県内は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

2 指定基準

推進地域の指定基準は、以下のとおりであり、本市は、震度に関する基準（※）に該当する。

なお、推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進する。

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないといえないため、これを配慮した地域とする。

「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市長（本部長）は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、本章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 市対策本部等の組織及び運営

市対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、東温市災害対策本部条例に定めるほか、本編第3章第1節「市の災害応急活動」等に定めるところによる。

第3 緊急配備要員の参集

- 1 市長（本部長）は、地震が発生した際の配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定める。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の情報収集、連絡、応急対策等

1 市の役割

- (1) 市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、適切な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

- (2) 市は、地震発生時の迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化を図り、情報収集・連絡体制の整備に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

なお、市の主な役割は、以下のとおりとする。

ア 市防災行政無線等の通信手段の整備を図るとともに、情報連絡体制の運用管理に努める。

イ 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。

ウ アマチュア無線の活用体制の整備に努める。

エ 孤立地区対策として、市防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

2 関係機関との連絡体制

県、防災関係機関との地震等の情報の収集・連絡については、本編第3章第4節「情報活動」に定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門、公共施設、緊急輸送道路等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、住民に注意を喚起するなど必要な措置を講じる。

5 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

なお、市が行う各活動等は、本編第3章第9節「災害拡大防止活動」に定めるところによる。

6 地域への救援活動

地震災害においては、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、市、自主防災組織、住民等は、食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

なお、市が行う各活動等は、本編第3章第11節「地域への救援活動」に定めるところによる。

7 避難対策等

本編第3章第6節「避難活動」に定めるところによる。

8 緊急輸送活動

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

市内において輸送手段等の調達が困難な場合は、県に応援を要請する。

なお、市の緊急輸送活動は、風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」に定めるところによる。

9 文化財保護活動

地震発生時、建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物の安全性を確保するため、文化財等の所有者、管理責任者又は管理団体は、以下の対策を講じるものとし、市教育委員会は、所有者等に対して適切な指導及び助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 災害発生時における連絡体制及び関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な物資、資機材（以下、本章において「物資等」という。）の保有状況を把握し、応急活動に当たっている対策部等から当該物資等の供給要請があった場合は、速やかに配備し、不足する場合は市内において確保する。
- (2) 市内において確保が困難な場合は、県に対して県の備蓄物資の要請、又は市町間のあつせんを依頼する。

2 人員の配備

- (1) 市は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要とする要員を速やかに、かつ適切に配置につかせるとともに、必要により部内で調整を図る。
- (2) 要員の確保が困難な場合は、県に対して職員の派遣など広域的な措置をとるよう依頼する。
- (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
 - ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
 - イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり、必要と認める場合は、以下により他機関に対して応援を要請する。

1 応援協定等に基づく応援要請

応援協定等に基づく応援については、風水害等災害対策編第3章第27節「応援協力活動」に定めるところによる。

2 自衛隊の災害派遣要請の要求

自衛隊の災害派遣要請の要求については、風水害等災害対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

3 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、風水害等災害対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

4 農林水産省生産局への要請

災害により交通通信の途絶等のため、応急配給について県の指示を受けられない場合、市長（本部長）は直接、農林水産省生産局へ連絡し、応急用米穀の供給を要請する。この場合、市は交通通信の復旧後、県に連絡する。

市から応急用米穀の供給について要請された農林水産省生産局は、販売事業者の全国団体と調整のうえ、市に対し、対応可能な販売事業者を連絡し、市は、当該販売事業者に対して売渡しを要請する。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

施設等の整備は概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

2 避難場所の整備

3 避難経路の整備

4 土砂災害防止施設

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

7 通信施設の整備

- (1) 市防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

- 1 市は、関係機関及び住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 上記1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 上記1の防災訓練は、地震発生から災害応急対策までを中心とする。

第2 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関、自主防災組織等の参加を得て総合防災訓練を実施し、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を行う。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 3 地震等の情報収集及び伝達訓練
- 4 警備及び交通規制訓練
- 5 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、各部課ごとに行うものとし、その内容は以下の事項を含むこととする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- 2 地震等に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する普及

市は、住民、児童生徒、防災上重要な施設管理者、自動車運転者等に対して防災教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、概ね以下の事項を含むこととする。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、資料映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により実践的な教育を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- 2 地震等に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 住民自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り7日分程度の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 木造住宅等の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市は、住民等が実施する地震対策の相談を受けるため、必要な窓口を設置し、その旨の周知徹底を図る。

第7節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され、「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、県、市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

第1 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査

を継続している場合、または調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」または「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^(※1)でマグニチュード6.8以上^(※2)の地震^(※3)が発生 ○ 1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化^(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(※3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

- (※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- (※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- (※5) ひずみ観測においてとらえられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数カ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数カ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- (※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象台から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、状況に応じて速やかに市災害対策本部または市災害警戒本部に移行できるよう、関係部局に対する連絡等、

所要の準備を行う。

また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定めるものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対応

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

- (1) 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。

また、1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの時間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を維持する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の状態に移行する。

- (2) 市は、関係部局による今後の取組を確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼び掛けを行う。

ア 関係部局の取組

情報の収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

イ 住民に呼び掛ける今後の備え

- (a) 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- (b) 避難場所及び避難経路の確認
- (c) 家族との安否確認手段の確認
- (d) 非常持出品や家族における備蓄の確認

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害対策本部等の設置運営方法等を定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

- (2) 災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行うものとする。

(3) 災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行うものとする。

4 災害対応対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

イ 健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を別に定めるものとする。

ウ 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画を策定するものとする。

エ 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておく、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼び掛ける。

(2) 指定避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。

イ 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

ウ その他指定避難所の運営については、本編3章第7節「避難活動」を準用する。

6 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、東温市消防本部及び東温市消防団が出火及び混乱の防止、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保等のために講ずる措置についての対策を定めるものとする。

7 ライフライン関係事業者の活動

ライフライン関係機関においては、それぞれの提供するサービスが社会活動の維持や災害応急活動等の基礎となるものであることから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発

表された場合においても、必要なサービスの供給を継続する体制を確保するものとする。

(1) 水道

ア 市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 地震災害による飲料水の供給困難となる事態を想定し、関係機関と協力して飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時給水栓の整備等に努めるものとする。

(2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。

(5) その他

ア トイレ

市は、必要なトイレ（マンホールトイレ配管システム等によるマンホールトイレ及び災害用簡易トイレ）の整備に努めるものとする。

イ 入浴

市内の官民入浴施設と連携し、災害時における被災者等に対する入浴を提供する体制を確保するものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行うものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

9 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね以下のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(a) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者への伝達

〈留意事項〉

- i 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
 - ii 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
 - iii 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - iv 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - v 出火防止措置
 - vi 水、食料等の備蓄
 - vii 消防用設備の点検、整備
 - viii 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備
- 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (a) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (b) 河川の水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (c) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- (d) 学校等にあつては、生徒等に対する保護の方法及び事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (e) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ方法、事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1 (1)に掲げる措置をとるほか、以下に掲げる措置をとるものとする。

- (a) 自家発電設備、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (b) 無線通信機等通信手段の確保
- (c) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん及び市町が実施する活動との連携体制の構築等、必要な措置を講じるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記態勢を解除し、通常の体制に移行するものとする。

(2) 市は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼び掛けを行う。

ア 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

イ 住民に呼び掛ける

- (a) 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- (b) 避難場所及び避難経路の確認
- (c) 家族との安否確認手段の確認
- (d) 非常持出品や家庭における備蓄の確認等

- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。
- 3 災害応急対策をとるべき期間等
- 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 4 市のとるべき措置
- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対策をとる旨を呼び掛けるものとする。
- また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。



発行 東温市防災会議

事務局 東温市総務部危機管理課

〒791-0292

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL 089-964-4483

FAX 089-964-1609

HP <https://www.city.toon.ehime.jp>